

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

東京都港区南青山五丁目 4 番 35 号
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス
代表取締役社長 佐々木 力
(コード番号：3373 東証マザーズ)
問合せ先 取締役グループ CFO 大西 秀亜
TEL 03-3407-7502(代表)

当社 2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に関する 社債権者集会の開催について

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社発行の 2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といいます。）について、社債要項及び信託証書等の改定を社債権者に提案し承認いただく目的で社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本社債権者集会について

本社債権者集会にかかる日程及び当社提案等の概要は、以下のとおりです。かかる社債要項及び信託証書等の改定が承認された場合、当社は本社債をその額面金額の 104%で繰上償還することが可能となります。

なお、本社債権者集会の招集通知につきましては、所定の手続きに従い、速やかに送付させていただきます。

- (1) 本社債権者集会開催のための通知日：平成 21 年 3 月 13 日
- (2) 本社債権者集会の開催日：平成 21 年 4 月 6 日午前 10 時（ロンドン時間）
- (3) 開催場所：連合王国 ロンドン市
- (4) 本社債権者集会開催の目的：大要下記事項等に関する社債要項及び信託証書等の改定
 - ①社債要項に、当社は、本社債権者集会において社債要項に繰上償還条項を追加する旨の決議が行われた日から平成 21 年 8 月 31 日の期間内に、社債権者に対して 14 日以上前 30 日以内の間の事前通知を行うことにより、額面金額の 104%で本社債を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加する。
 - ②信託証書 7.1.5 条に定める当社の負う当社株式の上場維持努力義務に関して、上記①記載の事前通知を当社が行った日以後は当社普通株式の上場廃止をすることができる旨の条項を追加する。

- ③社債要項に、上記①記載の事前通知を行った日の営業の終了（行使地時間）後は本社債に付された新株予約権の行使ができない旨の条項を追加する。
- ④信託証書 14.12 条に定める当社の負う繰上償還の場合の受託会社への通知義務に関して、上記①記載の繰上償還の場合を追加する。
- ⑤社債大券に記載される「発行会社の選択による繰上償還」の条項に、上記①記載の繰上償還の場合を追加する。
- ⑥上記①から⑤に記載する条項の修正を発効させるため、追補信託証書に同意し署名することを、受託会社に授権する。
- ⑦本社債権者集会における決議又は上記①から⑤に記載する条項の修正もしくは修正条項の履行等に関連する作為又は不作為について、信託証書又は社債要項に基づく責任から受託会社を免責する。
- ⑧上記①から⑤に記載する条項の修正又は本社債権者集会における決議の履行により生じる、当社又は当社の財産に対する社債権者の権利の廃止又は修正等について承認する。

(5) その他

：当社取締役会は、本社債権者集会の開催及び上記(4)記載の決議事項の採決に必要な一切の行為並びに必要な一切の行為並びに必要な一切の行為に応じて本社債権者集会の特別決議によって承認された事項その他社債権者の権利を害さない一定の必要事項（社債権者の選択による繰上償還に係る通知期間の延長を含む。）を信託証書に反映させるための追補信託証書の締結のために必要な書類の作成、協議、交渉等（延会の開催及び当該改定された信託証書又は追補信託証書に従った繰上償還の実施を含む。）の一切の行為をなす権限を、当社代表取締役社長及び取締役グループ CFO 並びにそれらの代理人に付与する。

2. 本社債権者集会を開催する理由

当社は、平成 21 年 1 月 28 日付の「株式会社ファーストリテイリングによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題する当社プレスリリースでお知らせいたしましたとおり、同日開催の取締役会において、株式会社ファーストリテイリング（以下「公開買付者」といいます。）による当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する旨の意見表明を行う旨を決議いたしました。公開買付者は、今後の一連の手続きにより当社を 100%子会社化することを予定しております。

これに伴い、当社は、平成 21 年 1 月 28 日付の「当社 2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付

L T H

「転換社債型新株予約権付社債に関する社債権者集会開催に関するお知らせ」と題する当社プレスリリースでお知らせしましたとおり、同日開催の取締役会において、本公開買付けにかかる公開買付け期間が終了した後に、社債権者集会を開催し、当社が額面金額の104%（予定）で残存する本社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するため必要な手続きをとる旨決議いたしましたところですが、昨日をもって本公開買付けにかかる公開買付け期間が終了いたしましたので（詳細については、当社本日付プレスリリース「株式会社ファーストリテイリングによる当社株券等に対する公開買付けの終了に伴う親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。）、本日開催の取締役会において、当社が上記1. (4)①記載の償還金額（額面金額の104%）で本社債の繰上償還を実施することが可能となるよう社債要項及び信託証書を改定すること等を社債権者に提案する目的で本社債権者集会を開催することを決議いたしました。

なお、上記1. (4)①記載の償還金額（額面金額の104%）は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、繰上償還条項に基づき本新株予約権付社債が平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還される場合に適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。

LTH

【ご参考】

本社債の主な内容

- (1) 発行日 平成 18 年 5 月 12 日（ロンドン時間）
- (2) 発行総額 13,200 百万円
- (3) 残存金額 10,700 百万円（平成 21 年 3 月 13 日現在）
- (4) 償還期限 平成 30 年 5 月 14 日
- (5) 利率 利息は付されておられません。
- (6) 転換価格 886,250 円（平成 21 年 3 月 13 日現在）
- (7) 社債権者の選択による繰上償還条項 社債権者は、その保有する本社債を平成 21 年 5 月 12 日、平成 24 年 5 月 12 日又は平成 27 年 5 月 12 日（以下「選択的償還期日」といいます。）において、その額面金額の 100%で償還するように、選択的償還期日から 30 日以上前 60 日以内の間の事前通知により当社に対し請求する権利を有しております。

以 上